

広島県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和三年四月五日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字川手字落合六八七番地先から 山県郡安芸太田町大字川手字川手東平一三九九番一 地先まで	令和三年二月二日